

9. 写真検収について

物品類は、未開封の状態で検収を受けていただくため、検収完了後に使用可能となります。ただし、次のような場合は例外として写真による検収を可とします。

(1) 急ぎの使用が必要な物品類

- ・GW、夏季一斉休業、冬季一斉休業等で検収センター閉室中に、急ぎで使用する必要がある場合
- ・出張先で購入・使用する必要がある場合

(2) 在外研究員等で購入した物品類

在外研究中のため、海外の研究拠点で使用する物品類等

《写真検収の方法》

次の内容を E-mail にて検収センターへご送付下さい。

- ① 支払申請書（写し）の添付または、支出元の研究費名をメール本文へ記載
- ② 証憑書類（物品の明細がわかるもの）
※①と②については、後日必ず原本を公的研究費管理部局へご提出下さい。
- ③ 物品類を撮影した写真データ

写真の要件 ※複数枚ご提示頂いても構いません。

- ・購入物品の全体像、個数（使用前の状態）が写っていること。
※web からダウンロードした写真は不可。ご自身にて現物を撮影したものに限りです。
- ・商品名、製造番号、型式、数量等が確認できること。

（例1：書籍）

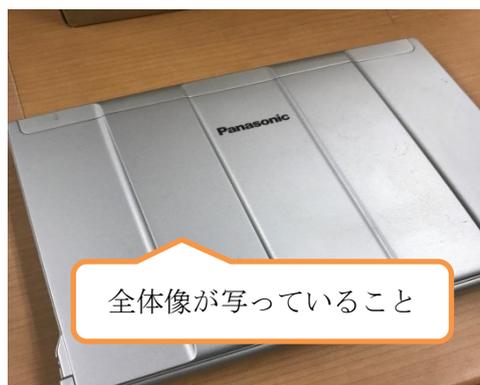


商品名（書籍名）が分かること

（例2：ノートパソコン）



商品名・製造番号、型番等が
確認できること



全体像が写っていること

<検収センターメールアドレス>

市ヶ谷：ikensyu@ml.hosei.ac.jp

多摩：tkensyu@ml.hosei.ac.jp

小金井：kkensyu@ml.hosei.ac.jp